

江戸川区角野栄子児童文学館
運営に関する事業者ヒアリングの
募集について

令和4年6月

江戸川区

1 はじめに

江戸川区角野栄子児童文学館（以下「本施設」という。）では、施設の管理運営を効率的に行うため、指定管理者制度を導入し広く事業者を募集することを予定しています。

今回、より民間事業者のノウハウが活かされた管理運営を実現するために、指定管理者の募集に先立ち、本施設の類似施設を運営している事業者を対象としたヒアリング（以下「事業者ヒアリング」という）を行います。

2 「事業者ヒアリング」の目的

本施設は指定管理者制度による施設の管理運営を前提としていますが、全国的にも例を見ない、多数の機能を有する特殊な施設です。

文化施設としての機能だけでなく、教育的機能も持ち、区内はもちろん区外からの多くの来館者が期待されます。

館内には「本のライブラリー」、「展示室」、「シアター」などが配置され、これらの適切かつ効率的な運営について事業者の実績やノウハウが求められます。

こうしたことから、本年 10 月に予定している指定管理者募集の参考にするために、その業務内容やスキームについて、類似施設を運営している事業者に「事業者ヒアリング」を実施するものです。（ヒアリング内容については、参加申込後、別途お知らせいたします。）

なお、実施に当たっては、本施設の所管課である新庁舎・施設整備部計画課が担当します。

3 本施設の概要

（1）目的及び開設経緯

幼少期から青年期までを江戸川区北小岩で過ごした角野栄子氏は、平成 30 年に児童文学の賞で、小さなノーベル賞とも言われる「国際アンデルセン賞作家賞」を受賞されました。区はその功績を称えるべく「江戸川区区民栄誉賞」を創設し、初の受賞者として顕彰しました。

角野氏にとって江戸川のほとりで遊んだ体験や当時の風景は、今でも忘れられない記憶として心のなかに残っており、自身の作品にも大きな影響を与えています。区では角野氏の想像力あふれる夢いっぱいの世界観とその功績を後世に伝えて行くとともに、児童文学の素晴らしさを広く世界に向けて発信し、子どもたちが自由に本を選び、手にとって親しむことで、夢のふくらむ豊かな創造力を育むことができる場を創りだしていくことを目的として本施設を開設します。

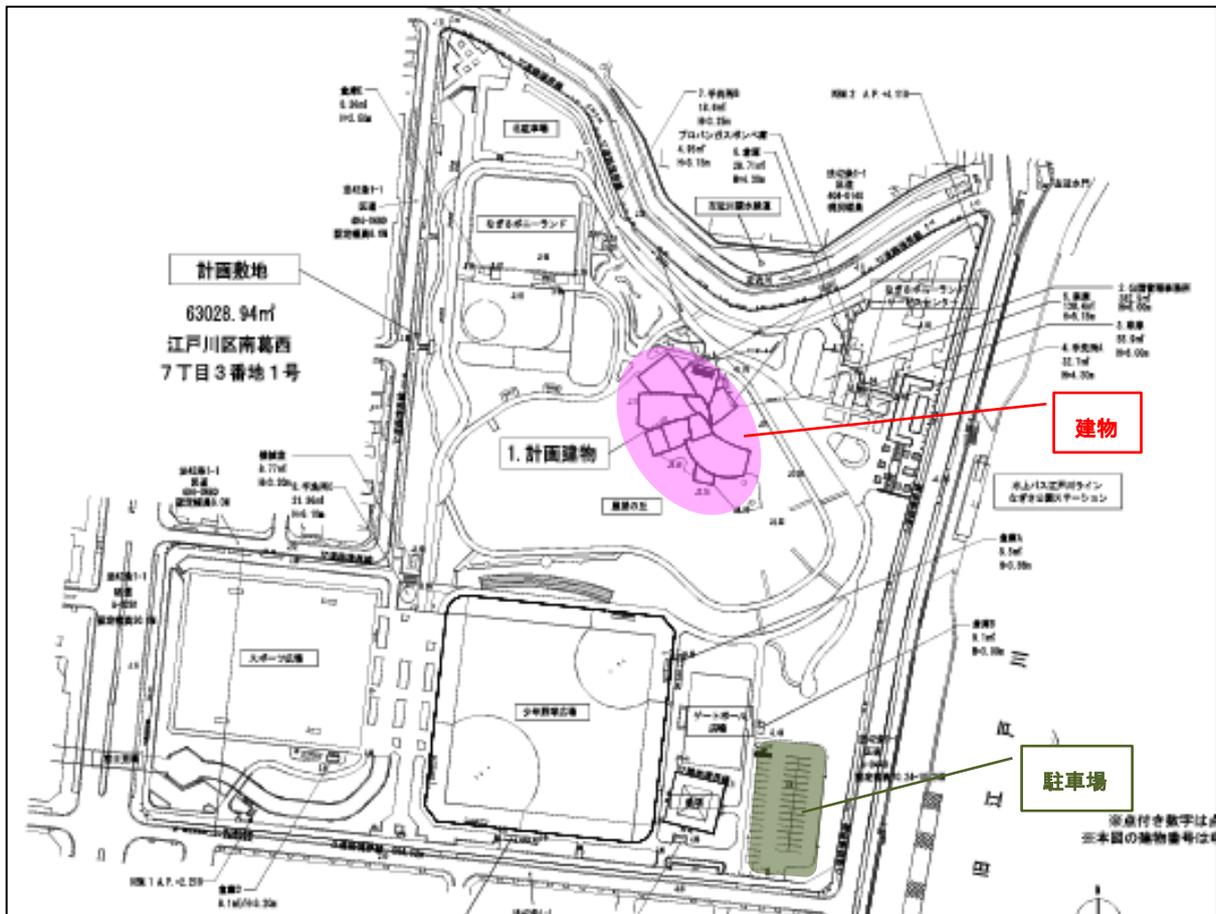
(2) 施設概要

- ① 所在地：東京都江戸川区南葛西七丁目3番1号（なぎさ公園内）
- ② 施設規模：鉄筋コンクリート造・一部鉄鋼造 地上3階
- ③ 敷地面積：63,028 m²
- ④ 建築面積：1,141.31 m²
- ⑤ 延床面積：1,659.38 m²
- ⑥ 開館日：令和5年11月（予定）
- ⑦ 施設内容：基本設計概要版（令和2年10月）をご覧ください。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/keikaku/bungakukan/sekkei.html>

- ⑧ 周辺状況：本施設の所在地であるなぎさ公園は総合レクリエーション公園の一部です。総合レクリエーション公園は今後リニューアルを予定しています。

(3) 施設の位置図



4 スケジュール及び手続き

(1) 募集スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 募集の周知 | 令和4年6月20日(月)～7月4日(月) |
| ② 応募書類の受付 | 6月20日(月)～7月4日(月) |
| ③ 江戸川区とのヒアリング期間 | 7月19日(火)～ |
| ④ 指定管理者募集の開始 | 10月上旬～ |

(2) 募集手続き

① 応募書類の受付

受付期間：令和4年6月20日(月)～7月4日(月) 正午まで

② 受付方法・提出先

受付方法：事前に電話連絡の上、持参または郵送で提出してください。

なお、本ヒアリングに関する質問がある方は、応募書類の受付期間中にEメールにてご質問ください。

提出先：〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 第三庁舎別館2階

江戸川区新庁舎・施設整備部計画課児童文学館開設準備係

TEL：03(5662)9017(直通)

Mail：keikaku@city.edogawa.tokyo.jp

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

本施設の類似施設（図書館、美術館、博物館、文学館、記念館等）の運営実績がある法人格を持つ団体で、本ヒアリングに関わる情報について、様式3に記載されている守秘義務を順守できる団体

※単独の団体で担えない場合、グループで応募することも可能とします。その場合は、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。なお、構成団体についてもすべて法人格を持つ団体とします。

※実績について、代表団体または構成団体のいずれかが該当していることとします。

(2) 応募書類

以下のとおり書類を提出してください。

詳細は様式集を参照してください。

	提出書類	様式	部数
1	参加届	様式 1-1	1 部
2	グループ構成表（グループ応募のみ）	様式 2	1 部
3	守秘義務誓約書	様式 3	1 部
4	会社案内・概要等	—	2 部

(3) その他

①ヒアリング内容については、参加受付後、ヒアリング日程とともに別途お知らせいたします。

②応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

③応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式 1-2）を提出してください。

④本ヒアリングに関して必要となる費用は応募者の負担とします。

6 担当

江戸川区 新庁舎・施設整備部 計画課 児童文学館開設準備係

担当：近藤・有馬・大久保

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 第三庁舎別館 2 階

TEL：03（5662）9017（直通）

Mail：keikaku@city.edogawa.tokyo.jp

事業者ヒアリング参加届

令和 4 年 月 日

江戸川区長

江戸川区角野栄子児童文学館の運営に関する事業者ヒアリングについて、以下のとおり応募します。

応募者

所在地						
名称 (社名) 代表者名						印
担当者	(ふりがな) 担当者名					
	所属					
	電話番号					
	E-mail					
	郵送物 送付先	〒				
参加資格確認欄 (指定管理者の実績)	図書館	文学館	美術館	博物館	記念館	その他 類似施設

※参加資格確認欄は、該当する運営実績に○をしてください。

事業者ヒアリング辞退届

令和 4 年 月 日

江戸川区長

江戸川区角野栄子児童文学館の運営に関する事業者ヒアリングについて、申込をしましたが、以下のとおり辞退します。

応募者

所在地		
名称(社名) 代表者名	印	
担当者	(ふりがな) 担当者名	
	所属	
	電話番号	
	E-mail	
	郵送物 送付先	〒

事業者ヒアリング グループ構成表

令和 4 年 月 日

江戸川区長

江戸川区角野栄子児童文学館の運営に関する事業者ヒアリングについて、下記の構成団体をもって参加します。応募者は、本事業者ヒアリング遂行に関するすべての責任を負い、グループ構成団体のとりまとめをいたします。

記

1 応募団体（代表者）

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

担当役割

印

2 構成団体

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

担当役割

印

3 構成団体

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

担当役割

印

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

守秘義務誓約書

令和 4年 月 日

江戸川区長

企業名

代表者

印

弊社は、江戸川区角野栄子児童文学館の運営に関する事業者ヒアリングに際し、同ヒアリングで得た江戸川区の機密情報に関して、裏面の記載事項を遵守することを確約し本書を提出します。

(定義)

第1条 本書でいう機密情報とは、口頭、書面もしくは電子情報その他の開示の方法を問わず、ヒアリングのために江戸川区から弊社に対して開示される一切の情報をいいます。

(機密保持)

第2条 弊社は、機密情報について厳に機密を保持し、ヒアリングのためにのみ使用するものとし、これを第三者に開示もしくは漏洩いたしません。

(機密情報の開示)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の機密保持には当たりません。ただし、弊社は、当該要求を速やかに江戸川区に通知するものとし、当該機密情報の機密を保持するために、合理的に取り得る手段があるときは、その手段をとるべく努力するものと致します

- ① 江戸川区から開示された時点で、既に自ら保有していたもの
- ② 正当な権限を有する第三者から開示されたもの
- ③ 法令や政府機関の規則等により開示が要求されたもの
- ④ 書面により江戸川区の承諾を得たもの

(善管注意義務)

第4条 弊社は、江戸川区から提供を受けた機密情報が、江戸川区又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、江戸川区又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、機密情報を善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

(損害賠償)

第5条 弊社は、故意または過失により本書に違反して江戸川区又は第三者に損害を与えた場合には、江戸川区又は第三者に対してその損害を賠償いたします。

(機密情報の返還)

第6条 弊社は、江戸川区から機密情報の返還請求を受けたときは、江戸川区から開示された機密情報の全てを、そのあらゆる形態の写しを含めて、速やかに返還いたします。ただし、返還が物理的に不可能な場合には、江戸川区の同意を得て、廃棄・消去するものとします。